

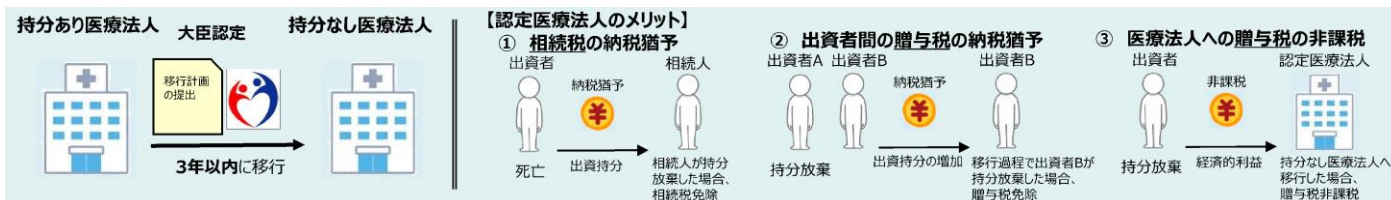
## 令和5年度税制改正要望の概要 ～厚生労働省の改正要望～ その4

令和5年度税制改正について、厚生労働省からの税制改正の要望のうち、主なものの概要を紹介いたします。

### 1. 医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長等（相続税・贈与税）

#### (1) 現状

- ① 医療法人の「非営利性」の徹底を主眼とした平成18年度の医療法改正により、平成19年度以降は「持分あり医療法人」の新規設立はできないこととなった。
- ② 平成26年度の医療法改正により「認定医療法人制度」が創設され、「持分あり医療法人」が「持分なし医療法人」に移行する計画を作成し、その計画が妥当であると認められた場合は、厚生労働大臣の認定を受けることができることとなった（大臣認定の後、3年以内に移行）
- ③ 平成29年10月からは、出資者の持分放棄に伴い医療法人へ課されるみなし贈与税の非課税措置も導入されたこと等により、認定医療法人制度の活用件数は増加してきており、持分なし医療法人への移行には欠かせない制度となっている。
- ④ 一方で、認定を受けた医療法人の中には、その後の出資者との調整期間の不足等により、認定から3年以内に放棄の同意を得ることができず、認定医療法人制度を活用できなかった法人も存在する。



#### (2) 要望

- ① 現行の持分なし移行促進税制（納税猶予等）は、令和5年9月30日までの措置であるため、当該制度を令和8年9月30日まで延長する。
- ② 更なる移行促進を行うため、認定から3年以内の移行期限を、認定から5年以内に緩和する。

### 2. 医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長（所得税・法人税）

#### (1) 現状

- ① 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度の対象設備は、医療機関が、医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師労働時間短縮計画に基づき取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30万円以上）のものについては、取得価格の15%を特別償却することができる。
- ② 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度では、建物等について取得価格の8%の特別償却をすることができる。
- ③ 高額な医療用機器に係る特別償却制度では、取得価格500万円以上の高額な医療用機器を取得した場合に、取得価格の12%の特別償却をすることができる。

#### (2) 要望等

医療提供体制の確保のため、①医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度、②地域医療構想の実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度、③高額な医療用機器に係る特別償却制度について、適用期限を2年（令和7年3月31日まで）延長する。

### 3. たばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ（たばこ税・地方たばこ税）

#### (1) 現状

- ① 喫煙の健康への悪影響は科学的に明らかとなっているが、日本における喫煙率は16.7%といまだ高い状況にあり（令和元年）、その消費の抑制を図る必要がある。
- ② 平成30年度税制改正によるたばこ税の段階的見直しは、令和4年10月で完了する。
- ③ 日本におけるたばこ1箱あたりの販売価格や税額は、諸外国と比較して低い。
- ④ 増税することで、喫煙率が下がる一方、たばこに係る税収は安定的に推移（約2兆円）している。

#### (2) 要望等

国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制することを目的として、たばこ税及び地方たばこ税の税率の引上げを要望する。

（文責：山本和義）